

◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第315号（H27. 9. 4）◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報= 4件（8月28日～9月3日分）
  - (1) 乗合バスの車内事故
  - (2) 法人タクシーの横転事故
  - (3) 法人タクシーの死傷事故
  - (4) 個人タクシーの死傷事故
2. 9月・10月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
3. 自動車事故防止セミナー2015の開催について（中部運輸局プレスリリース）
4. 事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
5. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
6. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
7. 第10回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
8. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
9. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
10. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
11. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
12. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
13. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
14. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
15. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
16. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
17. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
18. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
19. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
20. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



【1. 重大事故等情報＝4件】（8月28日～9月3日分）

（1）乗合バスの車内事故

9月1日（火）午後1時11分頃、埼玉県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客9名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、バスが停留所において発車する際、同停留所から乗車した当該乗客が着席するのを十分に確認せず着席前に発車させたため、当該乗客が転倒し、負傷した模様。

（2）法人タクシーの横転事故

8月28日（金）午前2時00分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、単独にて横転した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、タクシーが片側1車線の道路を走行中、運転者が伝票を床に落としたため、これを拾おうとして脇見運転となり、道路左側の段差に乗上げ、さらにその先のガードパイプに接触し、車両の右側を下にして横転した模様。

（3）法人タクシーの死傷事故

8月28日（金）午後2時20分頃、北海道の道路において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路を横断していた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが片側1車線で直線道路の横断歩道において、歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

（4）個人タクシーの死傷事故

8月29日（土）午前1時05分頃、神奈川県各市道において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、道路を横断していた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者1名が死亡した。

事故は、タクシーが横断中の歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。



【2. 9月・10月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！】

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検整備（日常点検及び定期点検）を行うことが必要です。

このため、国土交通省では、関係団体等で構成する自動車点検整備推進協議会と協力して「自動車点検整備推進運動」を実施中です。











【 9. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！ 】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところ です。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」が昨年6月に発足したところであります。

先般、次の調査事案2件について、報告書が議決されたことを受け、4月15日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

- ・ 事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
- ・ 事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000196.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html)



【 10. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！ 】

平成27年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

5月1日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、30日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（抄）

第18条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理











【17. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日から施行。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03punishment/baseline.html>



【18. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ [http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_002069.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html)



【19. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運



\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

